

教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
 (第22条の6第2号関係)

教員の養成に係る組織

組織名称：	専修大学教職課程協議会
目的：	教職課程、司書課程、司書教諭課程、学校司書課程及び学芸員課程において、教育効果を高めるとともに、円滑な授業運営を行うことを目的とする。
責任者：	専修大学教職課程協議会委員長
職員(役職・人数)：	協議会委員長、各学部学科教職課程協議会委員をもって構成される。 委員長1名、委員26名
運営方法：	<p>1. 開催頻度 毎月1回定例会を開く。なお、必要に応じて臨時会を開く。</p> <p>2. 協議会の協議事項</p> <p>(1) 学科目の内容配分改廃及び単位修得に関する事項</p> <p>(2) 学科目の担当に関する事項</p> <p>(3) 学科目の教授研究及び指導に関する事項</p> <p>(4) 自己点検・評価に関する事項</p> <p>(5) FD活動およびSD活動に関する事項</p> <p>(6) その他協議の必要な事項</p>

【委員会の組織図】

